



鳥取県公報

平成13年 8月14日(火)
号外第90号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(477)(経営指導課).....	1
	農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正(478)(＼).....	2
	中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正(479)(＼).....	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(480)(水産課).....	3
	漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正(481)(＼).....	4
	漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正(482)(＼).....	5

告 示

鳥取県告示第477号

平成 8 年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成13年 8月14日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第 2 号)第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成13年 8月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前																					
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年以内であるものに限る。)を年 0.175 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.175 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。)を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.225 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 0.275 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.275 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.325 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 13 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.375 パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年以内であるものに限る。)を年 0.175 パーセントの割合で交付する場合	年 0.175 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。)を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合	年 0.225 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 0.275 パーセントの割合で交付する場合	年 0.275 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合	年 0.325 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 13 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合	年 0.375 パーセント		<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年以内であるものに限る。)を年 0.175 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.175 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。)を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.225 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 12 年以内であるものに限る。)を年 0.275 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.275 パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年以内であるものに限る。)を年 0.175 パーセントの割合で交付する場合	年 0.175 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。)を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合	年 0.225 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 12 年以内であるものに限る。)を年 0.275 パーセントの割合で交付する場合	年 0.275 パーセント	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年以内であるものに限る。)を年 0.175 パーセントの割合で交付する場合	年 0.175 パーセント																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。)を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合	年 0.225 パーセント																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 0.275 パーセントの割合で交付する場合	年 0.275 パーセント																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合	年 0.325 パーセント																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 13 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合	年 0.375 パーセント																						
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年以内であるものに限る。)を年 0.175 パーセントの割合で交付する場合	年 0.175 パーセント																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。)を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合	年 0.225 パーセント																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 12 年以内であるものに限る。)を年 0.275 パーセントの割合で交付する場合	年 0.275 パーセント																						

市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金（償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。）を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金（償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。）を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント
市町村が規則第2条第2項第6号に規定する利子補給金を年0.55パーセントの割合で交付する場合	年0.55パーセント	市町村が規則第2条第2項第6号に規定する利子補給金を年0.45パーセントの割合で交付する場合	年0.45パーセント

鳥取県告示第478号

平成8年鳥取県告示第248号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成13年8月14日前に鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和41年鳥取県規則第24号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成13年8月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
貸付利率	利 子 補 給 率		貸付利率	利 子 補 給 率	
	市 町 村	県		市 町 村	県
年1.6パーセント	略	略	年1.4パーセント	略	略

鳥取県告示第479号

平成8年鳥取県告示第249号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成13年8月14日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年鳥取県規則第58号）第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成13年8月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前					
中山間地域活性化資金の種類等			貸付期間	貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等			
					規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合				
					規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合				
1 加工流通施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	8年以内	年1.1パーセント以内	年1.75パーセント	年0.9パーセント	10年以内	年1.15パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント
			8年超9年以内	年1.2パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント	10年超11年以内	年1.2パーセント以内	略	略
			9年超10年以内	年1.3パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント	11年超12年以内	年1.3パーセント以内	略	略
			10年超11年以内	年1.4パーセント以内	略	略	12年超14年以内	年1.4パーセント以内	略	略
			11年超13年以内	年1.5パーセント以内	略	略	14年超15年以内	年1.5パーセント以内	略	略
			13年超14年以内	年1.6パーセント以内	略	略				
			14年超15年以内	年1.7パーセント以内	略	略				
	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	8年以内	年1.35パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント	10年以内	年1.4パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	
		8年超9年以内	年1.45パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント	10年超11年以内	年1.45パーセント以内	略	略	
		9年超10年以内	年1.55パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント	11年超12年以内	年1.55パーセント以内	略	略	
		10年超11年以内	年1.65パーセント以内	略	略	12年超14年以内	年1.65パーセント以内	略	略	
		11年超13年以内	年1.75パーセント以内	略	略	14年超15年以内	年1.75パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント	
		13年超14年以内	年1.85パーセント以内	略	略					
		14年超15年以内	年1.9パーセント以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント					
(2) 大企業に貸し付ける場合	8年以内	年1.6パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	10年以内	年1.65パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		
	8年超9年以内	年1.7パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	10年超11年以内	年1.70パーセント以内	略	略		
	9年超10年以内	年1.8パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント	11年超12年以内	年1.80パーセント以内	略	略		
	10年超11年以内	年1.9パーセント以内	略	略	12年超14年以内	年1.90パーセント以内	略	略		
	11年超13年以内	年2.0パーセント以内	略	略	14年超15年以内	年2.00パーセント以内	略	略		
	13年超14年以内	年2.1パーセント以内	略	略						
	14年超15年以内	年2.2パーセント以内	略	略						
2 保健機能増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	8年以内	年0.85パーセント以内	年2.0パーセント	年1.15パーセント	10年以内	年0.90パーセント以内	年1.75パーセント	年0.90パーセント
			8年超9年以内	年0.95パーセント以内	年1.9パーセント	年1.05パーセント	10年超11年以内	年0.95パーセント以内	略	略
			9年超10年以内	年1.05パーセント以内	年1.8パーセント	年0.95パーセント	11年超12年以内	年1.05パーセント以内	略	略
			10年超11年以内	年1.15パーセント以内	略	略	12年超14年以内	年1.15パーセント以内	略	略
			11年超13年以内	年1.25パーセント以内	略	略	14年超15年以内	年1.25パーセント以内	略	略
			13年超14年以内	年1.35パーセント以内	略	略				
			14年超15年以内	年1.45パーセント以内	略	略				
	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	8年以内	年1.1パーセント以内	年1.75パーセント	年0.9パーセント	10年以内	年1.15パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント	
		8年超9年以内	年1.2パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント	10年超11年以内	年1.2パーセント以内	略	略	
		9年超10年以内	年1.3パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント	11年超12年以内	年1.3パーセント以内	略	略	
		10年超11年以内	年1.4パーセント以内	略	略	12年超14年以内	年1.4パーセント以内	略	略	
		11年超13年以内	年1.5パーセント以内	略	略	14年超15年以内	年1.5パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	
		13年超14年以内	年1.6パーセント以内	略	略					
		14年超15年以内	年1.65パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント					
(2) 大企業に貸し付ける場合	8年以内	年1.35パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント	10年以内	年1.4パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		
	8年超9年以内	年1.45パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント	10年超11年以内	年1.45パーセント以内	略	略		
	9年超10年以内	年1.55パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント	11年超12年以内	年1.55パーセント以内	略	略		
	10年超11年以内	年1.65パーセント以内	略	略	12年超14年以内	年1.65パーセント以内	略	略		
	11年超13年以内	年1.75パーセント以内	略	略	14年超15年以内	年1.75パーセント以内	略	略		
	13年超14年以内	年1.85パーセント以内	略	略						
	14年超15年以内	年1.95パーセント以内	略	略						
3 生活環境施設整備資金		25年以内	年1.6パーセント以内	略	略	3 生活環境施設整備資金	25年以内	年1.4パーセント以内	略	略

鳥取県告示第480号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成13年8月14日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成13年8月14日

鳥取県知事 片山善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
利 子 補 給 率						利 子 補 給 率					
漁業近代化資金の種類	漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金助成法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	漁業近代化資金の種類	漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金助成法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
3規則別表2に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント	3規則別表2に掲げる資金	年1.1パーセント	年0.9パーセント	年1.1パーセント	年1.1パーセント	年0.9パーセント
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

鳥取県告示第481号

平成 8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成13年 8月14日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成13年 8月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年1.6パーセント	略	年1.4パーセント	略

鳥取県告示第482号

平成 8 年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
 平成13年 8月14日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成13年 8月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第 2 条第 3 項第 3 号の貸付利率及び規則第 4 条の利子補給率			1 規則第 2 条第 3 項第 3 号の貸付利率及び規則第 4 条の利子補給率		
資 金 の 種 類	貸付利率	利子補給率	資 金 の 種 類	貸付利率	利子補給率
規則別表第 6 号の資金	年2.225パーセント	略	規則別表第 6 号の資金	年2.025パーセント	略
その他の資金	年2.1パーセント	略	その他の資金	年1.9パーセント	略
2 附則第 2 項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第 2 項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年2.1パーセント	略		年1.9パーセント	略	

